

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
2の8 [略]	[略]		2の8 [略]	[略]	
			<u>2の9 法第75条の12第1項の特定自動 運行の許可の申請に対する審査</u>	<u>特定自動運行許 可申請手数料</u>	<u>79,200円</u>
			<u>2の10 法第75条の16第1項の特定自動 運行計画の変更の許可の申請に対する 審査</u>	<u>特定自動運行計 画変更許可申請 手数料</u>	<u>78,500円</u>
3 [略]	[略]		3 [略]	[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。